

本パンフレットの旅行に参加されるお客様は、(株)トップトラベルサービス(以下「当社」といいます)と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は本パンフレット、出発前にお渡しする旅程及び当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

1. 旅行のお申し込み方法及び契約成立

- ① 所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。
- ② 旅行契約は、申込金をいただいた時に成立するものとします。
- ③ 旅行代金は、旅行開始の14日前までに全額お支払いいただけます。
- ④ 未成年の方のご参加は両親又は保護者の同意書が必要です。

2. 旅行代金の適用

- ① 参加されるお客様のうち、満3歳以上の方はパンフレットに明示した料金を適用します。
- ② 旅行代金は各コースごとに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。

3. 旅行代金の支払い

- ① お申し込み金 お一人様 ¥5000
- ② 旅行代金(お申し込み金をお納めいただいている場合はその残金)は、旅行開始の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日までにお支払い下さい。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程表に明示した運輸機関の運賃・料金(注釈のない限り航空便はエコノミークラス)、宿泊費、食事代、旅行取扱料金及び消費税等諸税は旅行代金に含まれます。上記諸費用はお客様の都合により一部ご利用されなくても払い戻しはいたしません。

5. 旅行代金に含まれないもの

コースに含まれない交通費等、別途料金のオプションプランの代金、超過手荷物料金及びクリーニング代、電話代、飲食代、治療費等の個人的費用は含まれません。

6. 旅行日程・旅行代金の変更

当社は、天変地異、運輸機関における争議行為、その他当社の管理できない事由で、また、利用運輸機関の運賃、料金の改定により旅行日程・旅行サービスの内容・旅行代金等変更する場合があります。

7. 催行中止

- ① お客様が最少催行人数に満たない時は、旅行の実施を取りやめることがあります。この場合には旅行開始日の10日前までにご連絡し、お客様からいただいた料金全額を払い戻しいたします。
- ② 最少催行人数 30名

8. 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で取り消される場合は、旅行代金に対してお一人様につき下記の取消料をいただきます。

旅行契約の解除日		
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21日前までの解除	無料
	20日前～8日前までの解除	旅行代金の20%
	7日前～2日前までの解除	旅行代金の30%
旅行開始日の前日に解除する場合		旅行代金の40%
旅行開始日の当日		旅行代金の50%
旅行開始後に解除する場合及び無連絡不参加の場合		旅行代金の100%

9. お客様の解除権

旅行開始以前に、旅行代金が増額されたとき、旅行開始後においてお客様の責に帰すべき事由によらず、旅行日程に記載した旅行サービスを受領できなくなったときには、取消料を支払うことなく、当該部分の契約を解除することができます。

10. お客様に対する責任及び免責事項

- ① 旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。但し、手荷物の場合は損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り一人15万円を限度として賠償いたします。
- ② 次の(ア)～(キ)によって生じた障害については当社はその責任を負いません。(ア)天変地異、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行中止(イ)運送、宿泊期間の事故もしくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行中止

(ウ)官公署の命令、伝染病による隔離

(工)自由行動中の事故

(オ)食中毒

(カ)盗難、傷害、疾病

(キ)運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞り期間の短縮

11. お客様の責任

お客様の故意、過失・法令・公序良俗に反する行為もしくはお客様が当社の旅行業約款(募集型企画旅行の部)の規則を守らないことにより当社が損害を受けた場合はお客様から損害の賠償を申し受けます。

12. 特別保証

お客様が旅行参加中にその生命身体又は携帯品の上に被った一定の損害については当社約款の特別保証規定の定めるところにより、予め定める額の補償金及び見舞金を支払います。

13. 添乗員業務

全コース添乗員は同行いたしません。

14. 旅程保証

当社は下記に掲げる契約の重要な変更が生じ、かつ、その上でお客様が当該旅行に参加していただく場合は旅行代金に下記に記載する率を乗じた額の変更補償料を旅行終了後の翌日から起算して30日以内にお支払いいたします。(又は、お客様了承の上同類の品物あるいはサービスの提供になる場合があります)

変更補償金が必要となる変更	一件当りの率	
	旅行開始前	旅行開始後
契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した運送機関の等級、又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び施設の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類・設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
全各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

当社がお支払いする変更補償金の額はお客様一名に対して旅行代金の15%を乗じた額を持って限度とします。又、変更補償金の額が千円未満であるとき、当社は変更補償金をお支払いいたしません。又、前項、当社免責事項による変更については変更補償金をお支払いいたしません。

15. 旅行条件・旅行代金の算出

このパンフレットに記載した旅行条件は2018年4月1日を基準としています。又、旅行代金は2018年4月1日現在の有効な運賃・料金を基準として算出しています。

16. その他

- ① 予約の変更・取消に関しては営業時間内の日程が基準となります。営業時間以降、日曜・祝祭日については、翌営業日が基準となります。ツアーの予約をキャンセルする場合、旅行代金の支払いの有無に関わらず必ずご連絡下さい。
- ② 最終確定書面(出発案内)は出発日の前日から起算して5日前～3日前までにお渡しいたします。
- ③ 当パンフレットの航空運賃は、包括旅行運賃又は、個人包括旅行運賃を適用しております。お申込みお問い合わせは、ご出発前の7日前までお願いします。

■個人情報の取扱について

当社は、旅行申し込みの際にご提出、またはお伺いした個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提出いたします。

■旅行保険加入のすすめ

安心してご旅行いただくために、お客様自身で保険をおかけになれる事をお勧めいたします。ご加入につきましては、お気軽にお問合せ下さい。

●銀行振込にてお支払の方は下記口座まで

■銀行名 三菱UFJ銀行 星ヶ丘支店

■口座番号 普通 5163313

■口座名義 (株)トップトラベルサービス

※銀行振込の際、振込名には必ずご予約者名でお振込下さい。

お問合せ・お申し込み

旅行企画・実施

旅行取扱



株式会社 観光庁長官登録旅行業第1667号・(株)日本旅行業協会正会員

トップトラベルサービス

〒466-0815 愛知県名古屋市中区山手通5-6-1 ヤマテ561ビル2F

tel:052-834-8686 mail:nagoya@toptravel.co.jp

名古屋営業所

総合旅行業務取扱管理者 鈴木 智猛

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご連絡ください。

※当ツアーご予約は、お電話又は、予約フォーム(QRコード)より承ります。

TEL
052-834-8686

